



○消防組織法（昭和二十二年十二月二十三日法律第二百二十六号）（抄）

第四章 市町村の消防の広域化

（市町村の消防の広域化）

第三十一条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

（基本指針）

第三十二条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防（以下「広域化後の消防」という。）の円滑な運営を確保するための基本的な指針（次項及び次条第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
 - 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
 - 三 次条第二項第三号及び第四号に掲げる事項に関する基準
 - 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
 - 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

（推進計画及び都道府県知事の関与等）

第三十三条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 推進計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
 - 二 市町村の消防の現況及び将来の見通し
 - 三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ
 - 四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するため

に必要な措置に関する事項

五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

5 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

（広域消防運営計画）

第三十四条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針

二 消防本部の位置及び名称

三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

（国の援助等）

第三十五条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

2 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

○消防庁告示第三十三号
消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三
十二条第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に
関する基本指針を次のように定める。
平成十八年七月十二日

（最終改正 平成二十六年五月十六日）
消防庁長官 板倉 敏和

市町村の消防の広域化に関する基本指針

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に關する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化
 - ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
 - ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
 - ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
 - ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
 - ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮
- 等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。
- こうしたことから、平成六年以降、自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきた。全国の消防本部の数は、最も多かった平成三年十月の九百三十六本部から、平成十八年四月には八百一十一本部にまで減少しているが、広域化と並行して進められた市町村合併の状況と比較すると、広域化が十分進んだと

は言い難い状況にあった。そこで、平成十八年においては、都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組みの創設と併せ、災害の大規模化・多様化等の環境の変化に的確に対応するために広域化の目標となる消防本部の規模を引き上げること等を内容として、広域化を更に推進するための消防組織法の改正及びこれに基づく本指針の策定を行った。

以来、改正後の消防組織法に基づき各都道府県において定められた推進計画に基づき取組が進められてきたところであるが、本指針が策定された当初の広域化の実現の期限としていた平成二十四年度末には平成十八年四月から更に二十七本部が減少し、消防本部数は七百八十四本部となったところである。広域化を行った消防本部においては、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化を通じて住民サービスの向上等の成果が現れており、広域化に伴う現象として一部の地方公共団体が懸念する、消防署所の配置替えによる一部地域での消防力低下や消防本部と市町村との関係の希薄化といった事実は認められない。

このように、広域化した消防本部においては、広域化の意図する成果が現れてはいるものの、全体的には、管轄人口十未満の小規模な消防本部（以下「小規模消防本部」という。）が全消防本部数の約六割を占めるなど、広域化の進捗はまだ十分とはいえず、小規模消防本部が抱える前記の課題が依然として克服されていない。

一方で、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて減少に転じ、これまでの長期的な少子化の傾向が今後も続く場合は、将来人口が減少することが予想されている。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約もより厳しくなるものと考えられる。また、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も更に懸念されている状況にある。このような人口動態等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻であると考えられ、加えて、近年の東日本大震災での教訓や類似を見ない大規模災害等の発生、また、今後の災害リスクの高まりも指摘される状況を踏まえると、国、都道府県及び市町村が一体となった広域化の推進による小規模消防本部の体制強化がこれまでに必要となつてきている。

2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に關し、次の事項について定めている。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされているため、広域化によつて消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとする。こと又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されている。したがつて、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

加えて、広域化については、一部事務組合等の共同処理又は事務委託の方式により行われることとなるが、関係市町村間においてそれぞれ方式の利点及び問題点を十分に比較考量の上、その地域に最も適した方式を選択することが必要である。

3 平成二十五年以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性

平成十八年の消防組織法の改正後、平成二十四年度末に至るまでの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗状況は地域の実情によつて左右される面があるものと考えられる。このことから、今後、広域化を推進するに当たっては、広域化対象市町村の組合せを定める場合は、広域化の規模に関する目標を引き続き考慮すると同時に地域の実情も十分勘案することとする。あわせて、広域化に関する取組を行う対象地域を、それぞれの地域における広域化の必要性や広域化への期待等を踏まえて重点化する枠組みを設けた上で、地域の実情を踏まえたきめ細かい取組を行うこととする。

その際、地域の実情を熟知した広域的な地方公共団体である都道府県の役割が特に重要である。平成二十年及び平成二十一年の消防組織法の改正により、緊急消防援助隊に関する事務と傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する事務が都道府県の事務に追加されたことから明らかに、消防の分野における都道府県の役割の重要性は高まつてい

る。広域化についても、本指針一、1で示された現

下の消防を取り巻く状況を踏まえると、国の取組とあわせ、都道府県には、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが更に期待される。とりわけ、関係市町村間の連絡調整はもとより、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等について、より積極的にその役割を果たし、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことが求められる。

4 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

本指針一、3を踏まえ、国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次のような施策を講ずる。

- (1) 消防広域化推進本部の設置
消防庁に、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するための消防広域化推進本部を設置する。
- (2) 広報及び普及啓発
市町村の消防の広域化を推進するためには、消防サービスの提供を受ける国民、広域化に直接取り組む市町村及び指導助言や連絡調整等を市町村に対して行う都道府県が広域化の必要性、メリットや全国的な状況等について、十分に理解することが重要であることから、あらゆる機会を捉え、また、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。
- (3) 都道府県及び市町村に対する情報提供
広域化の推進に関する制度、広域化を行った先進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、都道府県及び市町村のニーズに応じた情報提供を行い、関係者における広域化に関する取組の促進を図る。
- (4) 相談体制の確保充実
広域化を実現した消防本部の幹部職員等で消防庁に登録された者を市町村等に派遣し、助言等を行う消防広域化推進アドバイザーの活用等により、広域化に関する協議を進めるに当たつての諸課題への対処方策等広域化に関する個別具体的な相談に積極的に応じる。
- (5) 財政措置
都道府県に対して、広域消防運営計画の作成等に関する広域化対象市町村への情報提供若しくは助言、本指針三、3に定める消防広域化重点地域の指定、協議会への参画、調査研究又は広報啓発等に必要な経費について所要の普通交付税措置を講ずるとともに、都道府県が広域化対象市町

村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずるほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体の組合で広域化を行った広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は同項の地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村（以下「広域化対象市町村等」という。）に対して、当該広域化対象市町村等が広域消防運営計画を達成するために事業に要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

- ① なお、これらの措置については、平成二十六年以降、消防広域化重点地域に対するものに重点化するとともに、必要に応じて見直すものとする。
- ② 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域の広域化に限る。以下この(5)において「市町村の消防の広域化」という。）に伴う広域消防運営計画の作成を含めた広域化の準備に要する経費及び臨時に増加する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。
- ③ 市町村の消防の広域化（平成三十年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画又は消防署所等（消防署、出張所及び指令センターをいう。以下同じ。）の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）の増改築（広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置づけられたものについては、新築を含む。）であつて、当該広域化後十年度以内に完了するもの（ただし、広域化前に完了するものを含む、平成十八年度の消防組織法の改正に基づいて平成二十四年度までに広域化した消防本部にあっては平成三十四年度までに完了するもの。③において同じ。）に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- ④ 市町村の消防の広域化（平成三十年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、統合される消防本部庁舎を消防署所等として有効活用するために必要となる改築であつて、当該広域化後十年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

- ⑤ 消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）の整備に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- ⑥ 市町村の消防の広域化（平成三十年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防車両等の整備事業であつて、当該広域化後五年度以内に完了するもの（ただし、広域化前に完了するものを含む、平成十八年度の消防組織法の改正に基づいて平成二十四年度までに広域化した消防本部にあっては平成二十九年度までに完了するもの。）に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- ⑦ 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金の交付の決定に当たつて、特別の配慮をするものとする。

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、地域における広域化についての合意形成には相当の時間を要するものと考えられる一方で、大規模災害等が発生する懸念が高まつており、広域化の取組が急がれることや過度に長期の期限を設けると集中的な広域化の取組を阻害するおそれがあることを踏まえ、五年程度後を期限として広域化に取り組むことが必要である。

- (1) 都道府県の推進計画等
都道府県の実情に照らし、必要に応じて推進計画の変更又は策定を行うよう努めること。
- (2) 市町村の消防の広域化
各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、本指針が定められた当初の期限である平成二十四年度末から五年程度後の平成三十年四月一日までに広域化を実現すること。

三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

1 推進計画の策定

都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象として定めることとされている推進計画には、次のような事項を定めることとなる。

(1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

次のような事項に留意して定めること。

① 推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。

② 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。

③ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。

(2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し

次のような事項に留意して定めること。

① 広域化を推進するに当たっては、まず、当該都道府県における広域化の必要性を十分認識する必要があることから、各都道府県における消防需要の動向、これに対する消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況等の市町村の消防の現況について、市町村の協力を得つつ、消防本部の規模別に十分把握し、その問題点を分析し、認識する必要があること。

② さらに、今後の人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展の中で、市町村の消防が将来どのような姿になっていくかの見通しについても、市町村の協力を得つつ、的確に分析し、認識する必要があること。

(3) 広域化対象市町村の組合せ

本指針三、二に基づき定めること。

なお、広域化対象市町村の組合せに基づく本指針三、三に定める消防広域化重点地域の指定等を行う場合については、本指針三、三によること。

(4) 自主的な市町村の消防の広域化を推進するため必要な措置に関する事項

本指針三、四に基づき定めること。

(5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基

本的な事項

本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

(6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。

また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならないとされているところである。

2 推進計画に定める市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

(1) 市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

しかしながら、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、広域化対象市町村の組合せを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。その際、例えば、当該組合せの広域化を段階的に実現するために段階ごとの組合せをあわせて定めるという方策も考えられる。

(2) 配慮及び留意すべき事項

既存の消防広域化基本計画に基づいて行われた広域化の状況及び非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために

に定める市町村の組合せは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五十九条第一項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想により定められた市町村の組合せに十分留意する必要がある。

3 消防広域化重点地域の指定等

(1) 消防広域化重点地域の指定の趣旨

本指針一、三の趣旨を踏まえ、本指針一、四に掲げる国の施策及び本指針三、四に掲げる各都道府県における措置を他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に実施することにより広域化対象市町村の組合せにおける自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するため、消防広域化重点地域（以下「重点地域」という。）の枠組みを設ける。

(2) 都道府県知事による重点地域の指定及び公表等

都道府県知事は、広域化対象市町村のそれぞれの組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると当該都道府県知事が認めるものを重点地域として指定することができ。

① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域

② 広域化の気運が高い地域

③ 広域化対象市町村の一の組合せを越える地域を重点地域に指定しようとするときは、当該指定しようとする地域が広域化対象市町村の一の組合せの全部又は一部を構成するよう、事前又は事後に推進計画の変更を行うものとする。

なお、当該指定を行ったときはその旨を、当該重点地域に対する都道府県の支援の内容とともに公表するものとする。

(3) 関係市町村の意見の聴取等

重点地域の指定に当たっては、都道府県知事は、あらかじめ関係市町村の意見を聴くものとする。

また、重点地域に指定された市町村以外の市町村から重点地域の指定を求めた意見等があった場合においては、都道府県知事は当該意見等を尊重し、当該市町村を対象とする重点地域の指定等に努めるものとする。

(4) 重点地域の指定の変更

(2)及び(3)は、重点地域の指定の変更について準用する。

必要な措置に関する基準

消防組織法第三十三条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は、推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。

具体的には、

- ① 広域化を推進するための体制の整備
- ② 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
- ③ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等
- ④ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等
- ⑤ 広域化に関する調査研究等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果をも十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとするこ

とが有効である。

- (1) 組合の方式による場合
- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること
- ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

(2) 事務委託の方式による場合

- ① 委託料に係る基本的なルール
- ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

4 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、二のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針

第三十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村にこの場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
 - ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
 - ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
 - ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保
- 以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じた広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

消防組合標準規約例

第一章 総則

(組合の名称)

第一条 この組合は、〇〇消防組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第二条 組合は、次に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

〇〇市

△△町

□□村

・・・

(組合の共同処理する事務)

A 第三条 組合は、消防事務（消防団の事務を除く。）を共同処理する。

B 第三条 組合は、消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）を共同処理する。

C 第三条 組合は、消防に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第四条 組合の事務所は、〇〇に置く。

第二章 組合の議会

(議会の組織)

第五条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、〇人とする。

2 各関係市町村の定数は、次のとおりとする。

〇〇市 〇人

△△町 〇人

□□村 〇人

・・・・・・

(議員の選挙の方法)

A 第六条 組合議員は、関係市町村の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

2 （選挙を行うべき期日は、組合の管理者が定めて、関係市町村の長に通知しなければならない。）

3 （第一項の選挙が終わったときは、関係市町村の長は、直ちにその結果

を組合の管理者に通知しなければならない。)

B 第六条 組合議員は、関係市町村の議会において、選挙権を有する者のうちから選挙する。

2・3 (Aと同じ)

C 第六条 組合議員は、関係市町村の議会において、選挙権を有する者のうちから選挙する。

2 組合議員のうち○人は、関係市町村の議会において、関係市町村の消防団長のうちから選挙する。

3・4 (Aの2・3と同じ)

(議員の任期)

A 第七条 議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員の任期による。

B 第七条 議員の任期は、○年とする。

(補欠選挙)

A 第八条 組合議員に欠員を生じたときは、補欠選挙を行わなければならない。

2 第六条第二項及び第三項の規定は、前項の選挙に準用する。

3 補欠議員は、前任者の残任期間在任する。

B 第八条 組合議員の欠員が各関係市町村ごとにその定数の四分の一を超えるに至ったときは、補欠選挙を行わなければならない。

2・3 (Aと同じ)

(議長及び副議長)

第九条 組合の議会に議長及び副議長をそれぞれ一人置く。

2 議長及び副議長は、組合の議会において、組合議員のうちから選挙する。

3 (議長及び副議長の任期は、組合議会の議員の任期による。)

第三章 執行機関

(執行機関の組織)

A 第十条 組合に、管理者及び副管理者をそれぞれ一人置く。

2 前項に定める者を除くほか、組合に必要な職員を置く。

3 (管理者及び副管理者の任期は、関係市町村の長及び副市長の任期による。)

B 第十条 組合に、管理者一人及び副管理者五人を置く。

2 (Aと同じ)

3 (管理者及び副管理者の任期は、関係市町村の長の任期による。)

(執行機関の選任の方法)

A 第十一条 管理者は、関係市町村の長のうちから関係市町村の長の協議により定める。

2 副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。

3 前条第二項の職員は、管理者が任免する。

B 第十一条 管理者は、組合の議会において、関係市町村の長の中から選挙する。

2・3 (Aと同じ)

C 第十一条 管理者は、〇〇市長をもって充てる。

2 副管理者は、△△町長及び□□村長をもって充てる。

3 (Aの3と同じ)

(監査委員)

第十二条 組合に監査委員を〇人置く。

2 監査委員の任期は、〇年とする。

3 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て知識経験を有する者のうちから選任する。

(公平委員会については、条例で置くものとされている(地方公務員法第7条)。また、その他の執行機関の設置は任意である。)

第四章 経費

(経費の支弁の方法)

A 第十三条 組合の経費は、関係市町村の負担金のほか、補助金、地方債、寄附金、手数料及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する負担金の関係市町村ごとの額は、負担金の総額に当該予算の属する会計年度における関係市町村の地方交付税(普通交付税)の算定基礎となった消防費に係る基準財政需要額を合算した額に対する当該市町村の消防費に係る基準財政需要額の割合を乗じた額とする。

B 第十三条 (Aと同じ)

2 前項に規定する負担金の関係市町村ごとの割合は、次の方法により算出する。

一 均等割 百分の〇〇

二 世帯割 百分の〇〇

三 人口割 百分の〇〇

四 面積割 百分の〇〇

五 基準財政需要額割 百分の〇〇

3 前項第二号の世帯割及び第三号の人口割の算定基礎となる世帯数及び人口は、最近の国勢調査による関係市町村の世帯数及び人口によるものとし、第四号の面積割の算定基礎となる面積は、国土地理院において公表した最近の関係市町村の面積によるものとし、第五号の基準財政需要額割の算定基礎となる基準財政需要額は、当該予算の属する会計年度における関係市町村の基準財政需要額の消防費の算定額とする。

第五章 消防事務の運営に関する事項

(消防力の整備計画の策定)

第十四条 組合は、中長期的な消防施設等の整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を定めるものとする。

(消防事務に関する基本的な計画)

第十五条 組合は、以下の計画を定めるものとする。

- 一 部隊運用、指令管制等に関する計画
- 二 災害時等の関係市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長との間の相互連絡、情報共有等に関する計画
- 三 消防職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画

(連絡会議の開催)

第十六条 組合は、組合の運営に関する連絡調整を行うため、年〇回定期に関係市町村の長の連絡会議を開催するものとする。ただし、関係市町村の長の申し出がある場合においては、臨時に連絡会議を開催することができる。

(迅速な意見調整)

第十七条 組合は、関係市町村間の迅速な意見調整を行うことができるよう必要な措置を講じるものとする。

(住民の意見の反映)

第十八条 組合は、組合の運営に関し、関係市町村の住民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるものとする。

第六章 雑則

(その他)

第十九条 この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

消防事務委託標準規約例

（委託事務の範囲等）

第一条 ○○市は、消防事務（消防団の事務を除く。）の管理及び執行を□□市に委託する。

（経費の負担及び予算の執行）

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、○○市の負担とし、○○市は、あらかじめ、□□市にこれを交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、□□市長が○○市長と協議して定める。この場合において、□□市長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積に関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を○○市に送付しなければならない。

3 委託事務に関する経費については、○○市の消防需要に適切に対応したものとなるよう、○○市及び□□市の間でその基本的な算定方法を定めるものとする。

（委託事務の収支の分別）

第三条 □□市長は、その委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、□□市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（手数料等）

第四条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料等の収入は、すべて□□市の収入とする。

（繰越金）

第五条 □□市長は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、□□市長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに○○市長に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第六条 □□市長は、地方自治法第二百三十三条第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を○○市長に通知するものとする。

（相互連絡等に関する計画）

第七条 □□市長は、災害時等における○○市長と消防長、消防署長又は消防団長との間の相互連絡、情報共有等に関する計画を定めるものとする。

(連絡会議)

第八条 □□市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、
○○市長と年○回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、○○市長の申し出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(住民の意見の反映)

第九条 □□市長は、消防事務の処理に関し、住民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第十条 委託事務の管理及び執行について適用される□□市の条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、□□市は、あらかじめ、○○市に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行について適用される□□市の条例等の全部又は一部が改正された場合において、□□市は直ちに当該条例等を○○市に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、○○市は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

この規約は、平成○○年○月○日から施行する。

○地方自治法第二百五十一條の四の規定による協議会の規約例

(出典 松本英昭著『逐条地方自治法第4次改訂版』学陽書房)

甲市(町村) 外何々市(町村) 何々協議会規約

〔甲市(町村) 乙市(町村) 及び丙市(町村) 何々協議会規約〕

第一章 総 則

(協議会の目的)

第一条 この協議会(以下「協議会」という。)は、(何々を図るため) 何々に関する事務を共同して管理し及び執行することを目的とする。

〔第一条 この協議会(以下「協議会」という。)は、(何々を図るため) 何々に関する事務の管理及び執行について各関係市(町村)が相互に連絡調整を図ることを目的とする。〕

〔第一条 この協議会(以下「協議会」という。)は、広域にわたる総合的な計画を共同して作成することを目的とする。〕

(協議会の名称)

第二条 協議会は、甲市(町村) 外何々市(町村) 何々協議会という。

〔第二条 協議会は、甲市(町村)、乙市(町村) 及び丙市(町村) 何々協議会という。〕

(協議会を設ける市(町村))

第三条 協議会は、左に掲げる市(町村)(以下「関係市(町村)」という。)が、これを設ける。

- 一 甲市(町村)
- 二 乙市(町村)
- 三 丙市(町村)

〔第三条 協議会は、甲市(町村)、乙市(町村) 及び丙市(町村)(以下「関係市(町村)」という。)が、これを設ける。〕

(協議会の担任する事務)

第四条 協議会は、次に掲げる事務を管理し及び執行する。(次に掲げる事務の管理及び執行について連絡調整を図る。第三条に掲げる市(町村)にかかる広域にわたる総合的な計画を共同して作成する。)

- 一 何々に関する事務
- 二 何々に関する事務

(協議会の事務所)

第五条 協議会の事務所は、何県何市(町村) 何町何番地何々市役所(町村役場)内に置く。

第二章 協議会の組織

(組織)

第六条 協議会は、会長及び委員何人をもつてこれを組織する。

(会長)

第七条 会長は、関係市(町村)長(何々委員会)(何々委員)が、その協議により、関係市(町村)長(何々委員会)(何々委員)の補助機関たる職員のうちから、これを選任する。

〔会長は、関係市(町村)長(何々委員会)(何々委員)が協議して定めた市(町村)長(何々委員会の委員長)(何々委員中何々の委員)をもつて、これに充てる。〕

2 会長の任期は何年とする。

3 会長は、常勤（非常勤）とする。

4 関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員）は、会長が心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は会長に職務上の義務違反その他会長たるに適しない非行があると認めるときは、その協議により、任期中においてもこれを解任することができる。

（委員）

第八条 委員は、関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員）が、その協議により、関係市（町村）の長（何々委員会）（何々委員）の補助機関たる職員のうちから、これを選任する。

「委員は、各関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員）が、それぞれその補助機関たる職員のうちから、これを選任する。」

「委員は、各関係市（町村）長（何々委員会の委員長）（何々委員中何々の委員）をもつて、これに充てる。」

2 委員の任期は、何年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、常勤（非常勤）とする。（委員中何々の委員は常勤とし、何々の委員は非常勤とする。）

4 前条第四項の規定は、委員にこれを準用する。この場合においては、予め、会長の同意を得なければならない。

（会長の職務代理）

第九条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が予め指定した委員が会長の職務を代理する。

（職員）

第十条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の各関係市（町村）別の配分については、関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員）が協議により、これを定める。

2 各関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員）は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該市（町村）の何々の職員のうちから、選任するものとする。

「2 会長は、関係市（町村）の何々の職員のうちから、当該市（町村）長（何々委員会）（何々委員）の同意を得て、前項の職員を選任するものとする。」

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、その解任を求めることができる。（これを解任することができる。）

（職員の職務）

「第十一条 会長は、職員のうちから主任の者（以下「事務長」という。）を定めなければならない。」

2 事務長は、会長の命を受け協議会の事務を掌理する。

3 事務長以外の職員は、上司の指揮を受け協議会の事務に従事する。」

（事務処理のための組織）

第十二条 会長は、協議会の会議を経て、協議会の事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

第三章 協議会の会議

（協議会の会議）

第十三条 協議会の会議は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

（会議の招集）

第十四条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 委員何人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長が予めこれを委員（及び関係市（町村）長）に通知しなければならない。

（会議の運営）

第十五条 協議会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

（幹事会）

第十六条 協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項以外の事項で協議会の会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、会長及び委員の互選により定めた者何人をもつてこれを組織する。

〔2 幹事会は、会長及び常勤の委員をもつてこれを組織する。〕

3 幹事会の議事その他幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第四章 協議会の担任する事務の管理及び執行

（各関係市（町村）（各関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員））の名においてする事務の管理及び執行）

第十七条 協議会がその担任する事務を各関係市（町村）（各関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員））の名において管理し及び執行する場合においては、関係市（町村）の協議により、協議会は、一の市（町村）の当該事務に関する条例、規則その他の規程（以下本条中「条例、規則等」という。）を各関係市（町村）の当該事務に関する条例、規則等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し及び執行することができる。

2 前項の一の市（町村）以外の関係市（町村）長は、同項の協議が整ったときは、直ちにその旨を公表しなければならない。この場合、当該条例、規則等について公表を要するものがあるときは、併せてこれを公表するものとする。

3 第一項の条例、規則等を改廃しようとする場合においては、予め当該市（町村）は、関係市（町村）に協議しなければならない。

4 第一項の条例、規則等が改廃された場合においては、当該市（町村）長は、その旨を関係市（町村）の長及び協議会の会長に通知するものとし、関係市（町村）長は、当該条例、規則等について公表を要するものがあるときは、直ちにこれを公表するものとする。

〔第十七条 協議会が、その担任する事務を各関係市（町村）（各関係市（町村）の長（何々委員会）（何々委員））の名において管理し及び執行する場合においては、協議会は、当該事務を各関係市（町村）の当該事務に関する条例、規則その他規程の定めるところにより管理し及び執行するものとする。〕

2 前項の条例、規則その他規程を改廃しようとする場合及び改廃した場合においては、当該市（町村）長（何々委員会）（何々委員）は、その旨を協議会の会長に通知しなければならない。〕

第五章 協議会の財務

（経費の支弁の方法）

第十八条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、各関係市（町村）が負担する。

2 前項の規定により各関係市（町村）が負担すべき額は、各関係市（町村）長が遅くとも年度開始前何日までにその協議により決定しなければならない。この場合においては、各関係市（町村）長は、予め協議会に、協議会が要する経費の見積に関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を求めるものとする。

3 各関係市（町村）は、前項の規定による負担金を、年度開始後直ちに（毎四半期の始十日以内に）協議会に交付しなければならない。

〔3 前項の規定により各関係市（町村）が負担すべき額のうち、協議会に交付すべきものについては、各関係市（町村）は、これを年度開始後直ちに（毎四半期の始十日以内に）協議会に交付しなければならない。〕

（歳入歳出予算）

第十九条 協議会の歳入歳出予算は、前条第三項の規定により交付される負担金及び繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をその歳出とするものとする。

〔第十九条 協議会の歳入歳出予算は、前条第三項の規定により交付される負担金及び繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要する費用のうち次に掲げるものをその歳出とするものとする。〕

- 一 旅費
- 二 需用費
- 三 役務費
- 四 何々

2 前項の規定により協議会の歳入歳出予算に計上するものを除く外、協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、各関係市（町村）の歳入歳出予算に計上し、会長が各関係市（町村）長の支出命令権の委任を受けて当該歳入歳出予算を執行するものとする。〕

（歳入歳出予算の調製等）

第二十条 協議会の会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

3 第一項の規定により歳入歳出予算が協議会の会議を経たときは、会長は、当該歳入歳出予算の写しをすみやかに各関係市（町村）に送付しなければならない。この場合においては、会長は、当該歳入歳出予算の実施計画、当該年度の事業計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類をこれに添えなければならない。

（予算の補正）

第二十一条 関係市（町村）長は、協議会に係る既定予算の補正更正を必要と認める場合においては、その協議により当該既定予算の補正更正すべき額を決定する。

2 協議会は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、その旨を関係市（町村）長に申し出るものとする。

3 前項の申出があつたときは、関係市（町村）長は、直ちに第一項の協議をしなければならない。

4 第一項の規定により関係市（町村）長が協議会に係る既定予算の補正すべき額を決定したときは、前三条の規定の例により、これを行うものとする。この場合においては、第十八条第二項中「前項の規定により」とあるのは「協議会に係る既定予算の補正のため」、「遅くとも年度開始前何日までに」とあるのは「すみやかに」、同条第三項中「年度開始後直

に（毎四半期の始十日以内に）」とあるのは「直ちに」、第二十条第一項中「毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に」とあるのは「補正予算を調製し、すみやかに」と読み替えるものとする。

（出納及び現金の保管）

第二十二條 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第二十三條 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を掌る。
- 3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

（決算等）

第二十四條 会長は、毎会計年度終了後二月以内に協議会の決算を作成し、協議会の会議の認定を経なければならない。

- 2 前項の規定により決算が協議会の会議の認定を経たときは、会長は、当該決算の写しをすみやかに各関係市（町村）長に送付しなければならない。この場合においては、会長は、証書類の写し、当該年度の事業報告書その他必要な書類をこれに添えなければならない。

（財産の取得、管理及び処分又は公の施設の設置、管理及び廃止の方法）

第二十五條 協議会の担任する事務の用に供する財産又は公の施設に関しては、会長の意見を聴き、各関係市（町村）が協議してそれぞれ取得し若しくは処分し、又は設置し若しくは処分するものとし、当該財産又は公の施設の管理は、協議会が行う。

- 2 協議会は、前項の財産又は公の施設を管理する場合においては、各関係市（町村）が協議して定める市（町村）の当該管理に関する条例、規則その他の規程を各関係市（町村）の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理を、その定めるところにより行うものとする。この場合においては、第十七条第二項から第四項までの規定を準用する。

「2 協議会は、前項の財産又は公の施設を管理する場合においては、当該管理を各関係市（町村）の当該管理に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより行うものとする。この場合においては、第十七条第二項の規定を準用する。」

- 3 協議会の予算の執行に伴う財産の取得及び処分並びにこれらの管理に関しては、前二項の規定にかかわらず、関係市（町村）長が協議して定めるものを除いては、協議会が定めるところによりこれを行うものとする。

（契約）

第二十六條 協議会の予算の執行に伴う契約で協議会の規程で定めるものについては、会長は、協議会の会議を経なければ、これを締結することができない。

（その他の財務に関する事項）

第二十七條 この規約に特別の定があるものを除く外、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

第六章 補 則

（事務処理の状況の報告等）

第二十八條 協議会は、毎会計年度少なくとも一回以上、協議会の管理し及び執行した事務の処理の状況を記載した書類を各関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員）に提出する

ものとする。

- 2 各関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員）が協議して定める市（町村）の監査委員は、毎月例日を定め、協議会の出納を検査することができる。この場合においては、監査委員は、監査の結果に関する報告を他の市（町村）長に提出しなければならない。

（各関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員）の監視権）

第二十九条 各関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員）は、必要があると認めるときは、協議会の管理し及び執行した事務について報告をさせ又は実施について事務を視察し若しくは出納を検閲することができる。

（費用弁償等）

第三十条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

- 2 前項の費用弁償等の額及び支給方法は、規程でこれを定める。

（協議会解散の場合の措置）

第三十一条 協議会が解散した場合には、各関係市（町村）がその協議によりその事務を継承する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもつて打切り、会長であつた者がこれを決算する。

- 2 前項の規定による決算は、事務を承継した各関係市（町村）長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を附けて議会の認定に付さなければならない。

（協議会の規程）

第三十二条 協議会は、その会議を経てこの規約に定めるものを除く外、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

- 2 前項の規程のうち公表を要するものがあるときは、会長は直ちに各関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員）に当該規程を送付し、これを公表することを求めることができる。

附 則

- 1 この規約は、平成何年何月何日から施行する。
- 2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第十八条第二項中「遅くとも年度開始前何日までに」とあるのは「すみやかに」、同条第三項中「年度開始後直ちに（毎四半期の始十日以内に）」とあるのは「直ちに」、第二十条第一項中「年度開始前に」とあるのは「すみやかに」と読み替えるものとする。